

衛星放送の将来像に関する研究会（第2回会合）
議事録

日時 平成17年11月15日（火）

14時00分～16時15分

場所 総務省1001会議室（10階）

○舟田座長 ただいまから衛星放送の将来像に関する研究会第2回の会合を開催いたします。

議事に入ります前に、事務局から本日配布しております資料の確認及び第1回会合の概要説明をお願いいたします。

○箴島課長補佐 事務局でございます。

まず前回ご欠席の構成員の方につきまして、ご紹介を申し上げます。株式会社ACCES代表取締役社長荒川様でございます。

○荒川構成員 荒川でございます。よろしくお願いいたします。

○箴島課長補佐 日本経団連情報通信委員会通信・放送政策部会部会長の前田様でございます。

○前田構成員 前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○箴島課長補佐 それでは、続きまして、配布資料の確認でございますけれども、本日、まず資料2-1といたしまして、衛星放送の将来像に関する研究会第1回議事要旨を配布しております。また、資料2-2としまして、衛星放送の将来像に関する研究会幹事会第1回会合について、こちらをお配りしております。そのほか、本日意見陳述を頂戴する方々のご説明資料としまして、資料2-3-1、日本放送協会様、資料2-3-2、株式会社放送衛星システム様、資料2-3-3、社団法人衛星放送協会様、資料2-3-4、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ様から資料を頂いております。

以上、不足等ございますれば、事務局にお申しつけください。

それでは、続きまして、資料2-1により、第1回の会合の概要を事務局の方からご説明申し上げます。

資料2-1の第1回会合議事要旨でございますけれども、先月の14日に開催をいたしておりまして、出席者の方々ですけれども、浅野様ほか12名、ご出席を頂戴しております。

議事の概要でございますけれども、座長に舟田先生を、座長代理に高畑先生を選出していただきました。事務局のほうから、衛星放送等の概況についてのご説明を申し上げまして、主な議論としましては、まず1点目が、BSデジタル放送受信機の普及について、また、2点目としまして、BS放送周波数の利用についてご議論を頂戴した次第でございます。

その他詳細は、資料の方をご覧いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○舟田座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、具体的な議事に入りたいと思います。衛星放送の将来像に関する研究会の幹事会第1回会合について、幹事会の主査であります音構成員よりご説明お願いいたします。

○音構成員 資料2-2の方に、幹事会の第1回会合についての概要が記載されております。そちらをご覧くださいいただけますでしょうか。

第1回目の幹事会会合は、11月4日に総務省で、以下の出席者で行われました。その中での議論といたしましては、1、今後の日程につきましては、本研究会とリンクする形で3回、4回の会合のスケジュールを決めさせていただきました。

2、当面の主な検討テーマということで、①BS用周波数の利用方法・受信機・技術規格等について、②CS放送の競争条件の整備、③BS・CSと地上波放送の再送信について、④認証・プラットフォームについて、この4点を当面の検討テーマということで議論をいたしました。

3でございますけれども、検討テーマに対応したヒアリングということで、本日からヒアリングをさせていただくという形で進めさせていただくことでやりとりさせていただいておりますけれども、日本放送協会、株式会社放送衛星システム、社団法人衛星放送協会、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズの4方には本日、それ以下に関しましては、3回以降ということで、今ご依頼中でございます。なお、これ以外の関係の事業者等に関しましても、書面にて意見を求めるということで話を進めさせていただいております。

今後でございますけれども、幹事会の方、第2回の会合を12月5日に開催予定でございます。

なお、4回以降で、中間とりまとめに関する検討を、幹事会の方でも進めさせていただくというふうに検討させていただいております。

以上でございます。

○舟田座長 以上について、ご質問なり、ご意見等ございましょうか。

次に、本日は、関係者からの意見陳述等を行いたいと思います。本日は日本放送協会、株式会社放送衛星システム、社団法人衛星放送協会及び株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズをお願いしております。

なお、質疑応答につきましては、それぞれのご意見の陳述の後に行った上で、最後に全体質疑を行いたいと思います。

まずは日本放送協会から、15分程度ということでご意見の陳述をお願いしたいと思いますが、竹中様お一人ですか、よろしく願いいたします。

○竹中構成員 NHKの竹中でございます。まず意見陳述をさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

トップバッターでございますので、1枚目を開けていただきますと、BSの現状を整理して、図表にしてございます。

ご覧の通り赤いところがデジタルでやっているトランスポンダ、ブルーがアナログでございます。2007年のところで、NHKのアナログハイビジョンをやっておりますBS9チャンネルが、デジタルのサービスに変わるという手続を今やっておりますが、2007年でBSAT-3aという、8つのトランスポンダを積んだ次の衛星で、8つのトランスポンダのうち5つがデジタルで、3つがアナログでというサービスに、この段階で変わります。

本研究会のテーマは、その先、2011年のところでございます。2011年のところをご覧いただきますと、青いところの3つ、NHKのアナログのS1、S2とWOWOWのところがどうなるか、それから、その上に書いております、グリーンのところ表記しておりますが、2000年のWRC（世界無線通信会議）で日本に割り当てられました17チャンネルから上の4つのチャンネルをどう活用していくかというところが、このテーマでございます。この俯瞰で見ただけのとおり、上の現行の衛星の中では、補完の衛星としていろいろ延命措置をしたり、何とかトランスポンダを絞って延命をしたりとか、さまざまな工夫をしながら運用しているというのが現状でございます。これをぜひわきに置いておいていただいて、お話を進めさせていただきたいと思っております。

次のページでございます。まず2011年のアナログの終了の時期でございますが、基本的にNHKとしましては、NHKのアナログのS1、S2の終了時期は、地上のアナログテレビの終了時期と同じ時期にするということがベストであろうと考えております。この理由は、言うまでもなく、視聴者の皆様に理解が得やすいということでございます。現在は、3波共用機等、地上デジタル放送の普及と一緒にあって、視聴者の皆様にとってみれば、同じ受信機でBS、地上のデジタル放送を楽しんでいただいております。したがって、地上も、BSも、異なるものと区別をしないでご覧いただいております、普及が進んでいるということでもあります。

もう1つは、国・放送事業者・メーカー・関係団体が一緒になって、一体となって、フ

オーカスを絞った形で周知、広報が可能になるという理由から、アナログからデジタルへの転換は、地上もBSも同じ時期に終了して移行する方が効果的であると考えております。

なお、認可をされる国側へのご要望でございますけれども、アナログが終了するということの周知が十分徹底されBS受信機のデジタル移行が十分に進んでいること、それから、トランスポンダの跡地の利用の仕方が明示され、視聴者の皆様に、また新しいサービスが始まるなど期待をもって受け入れられることがその前提になるということは、言うまでもございません。

次のページでございます。次のページは、BSAT-2の後継機、2011年の後継機のところでございます。現在BSデジタル放送をお楽しみいただいている視聴者の数、本年10月末の普及数は1,096万になっております。視聴世帯の数が急増しておりますので、当然社会的責任はさらに大きなものとなっております。したがって、安定的な放送を継続するために、同じ軌道上に一定数の衛星を確保することが重要となります。11月9日の電監審で答申をいただいておりますけれども、実は、予備衛星BSAT-2aの一部に不具合が発生しております、現在調査中でございます。NHKは、BSAT社からの要請を受けまして、たくさんの皆さんに影響の大きい衛星に万が一にも何かあったときにはスムーズに放送が継続できるように、予備衛星を賃貸することに同意し、協力のスキームをつくっております。軌道上の衛星に万全を期すという観点からいいますと、BSAT-2の後継機は、2011年よりも前倒しをする可能性も含めて、ぜひご検討いただきたいというのが、2枚目の主張でございます。

3枚目でございます。アナログの3チャンネルの跡地で運用する放送方式についてでございます。これは言うまでもございませんが、ブルーからレッドにという時代の流れで、当然アナログの3チャンネルの跡地はデジタルに割り当てるべきと考えております。先ほど10月末の普及数が、1,096万と申し上げましたが、2007年に9チャンネルが5杯目の船として、デジタルのサービスを拡充いたします。その時点では、恐らく我々BS事業者としては、辛く見積もっても2,000万、あるいは3,000万近く普及していると考えております。さらに普及が進んでいるであろう2011年の段階では、数千万世帯という視聴者のメリットを最優先に考えるべきで、移行する3チャンネルの放送方式については、現在普及している受信機がそのまま利用できるかどうか非常に重要な要素になると考えております。

そのためには、可能な限りMPEG2の現行方式によることが妥当であるということで

ございます。その理由は、下に3つ黒点で書いてありますが、1つは、言うまでもなく、現行の受信機を持っている視聴者にとっては、選択の幅が広がる、チャンネルが増えてサービスが拡充されるということになり、大きなメリットとなります。2つ目の理由は、新規事業者が参入しやすい要件となるということでございます。要するに、視聴者ゼロからの立ち上げではなくて、多くの視聴者が入る状況で参入できることになり、参入しやすいということでございます。3つ目は、地上デジタル放送の普及との関連でございますが、3波共用受信機が主流でありますので、地上デジタル放送の普及とBSの普及というのはリンクしております。万が一にも異なった方式にすると、現在の3波共用受信機とは違う特別な受信機が売り出されることになり、地上デジタル放送の普及の足を引っ張るとか、水を差すようなことが起こる危険性もあると考えております。

念のために申し上げますと、別方式を採用しますと、既存の受信機では見えなくなり、新規事業者が参入するにしても視聴者ゼロからのスタートになり、参入が厳しくなります。さらに、受信機はコスト高の原因になりますし、新しい方式の受信機が出るのなら、買い控えをしてちょっと待とうやということにもなります。これは、2011年に向けたアナログからデジタルへの完全移行という、いわば国策で取り組んでいる放送のデジタル化全体にも大きな影響を与えると考えているからでございます。

その次のページです。では、アナログの跡地の3チャンネルのサービス内容はどうすればいいかということでございます。例えばサーバー型放送などの新しいサービスへの展開、新規事業者への開放、それから、地上デジタル放送の補完、難視解消などの可能性について検討を進めるべきという主張をさせていただきます。

下の図には、サーバー型のイメージを書いております。これは、メタデータをつけて新しいデジタル技術を使えば、見逃した番組を見たり、見たいシーンだけをコンパクトに視聴したり、あるいは制度上認められれば、ファイル型の新しいサービス、放送のすきまの帯域を使って放送ではご覧になれないようなサービスをお送りして、それを後で見るといようなことも可能になるということで、全くこれまでになかった新しいサービスが可能になります。

これをなぜBSで行うかといいますと、地上デジタル放送では、帯域が非常にタイトな中でサービスをしております。BSはどうか。BSは、アナログの跡地ということで大きな帯域が空きますし、一つ一つのハイビジョンチャンネルを比較しましても、実行上のスロット、帯域は、地上よりもゆとりがある格好でサービスをしております。したがって、

新しいサービスをより容易にできる環境は、地上よりBSにあるということでございます。それがこのBSのメリットであり、こういう新しいことにチャレンジするというのが、地上波のデジタル化の先導的役割も果たすということになり、デジタル普及にも貢献できるのではないかと考えて、このアナログの跡地の3チャンネルについては、例えばサーバー型の運用に利用したらどうかという提案でございます。

次のページに参ります。追加4チャンネル、2000年の世界無線通信会議で与えられたものでございますが、これについては、タイムスケジュール全体を見渡した格好で申し上げます。日本の放送では、デジタル化の先導的役割をBSが担ってまいりました。そういう意味では、今後もしろんなサービスが出てきたり、新しい技術の試行を行ったりするという場合には、先進メディアとしてBSがその受け皿にならないといけないと考えています。したがって、追加4チャンネルの利用というのは、BS放送全体の将来を見据えて、現行方式から未来の方式、この未来の方式というのは、実はH.264とか265ではなくて、さらにもっといい圧縮方式や、もっといい新方式という意味ですが、それが出てくるときのために、移行用にリザーブするという考え方もあるのではないかと考えております。

ご承知のように、NTSCという放送方式は約50年使ってきておりますし、MPEG2という現在地上デジタル、BSデジタルでやっているサービスは、2000年からスタートして10年後の2011年によりやく完全移行になり、それから先もさらに役割を果たしてというように、放送の方式というのはストロークが長く、視聴者の皆さんに長い期間にわたって安心してご覧いただけるメディアとして認知されてきておりますので、新方式への変更については慎重を期すべきだと考えております。

その上で、17チャンネル以上の帯域を当面どうするかというと、例えば新しいサービスの実験とか、開発とか、あるいは先ほど申し上げた未来の方式のテストに利用するとかあるいは4,000本テレビ放送などの可能性を追求する場として運用を考えていくことにしたらどうかというのが、提案でございます。

要するに、画像圧縮の効率のみを優先してで方式を変更するのではなくて、既に普及している受信機の買い換えを求めるのにふさわしい画期的な機能、新たなサービスを盛り込んだ新方式を開発して導入するということが望ましいのではないかと考えております。

最後の紙でございます。これは、先ほどアナログの3チャンネル跡地のサービス内容のときにも若干触れましたが、BSによる地上デジタルの補完という意味合いでございます。

ご承知のように地上波デジタルの補完をCSで行ったり、IPで行ったりという補完措置が現在検討されている中、BSによる地上デジタル放送の補完措置についても、並行した検討を行うべきであるというのが、この論点でございます。これは、言うまでもなく、実は補完といえども、地上波のデジタルでやれるサービス、例えばデータ放送、マルチ編成等、さまざまなサービスをそのままできるということを考えますと、やっぱりBSを使うというのが一つの答えかと思えます。地上波のアナログ放送が2011年に終わるに当たり、NHKも民放もともに地上デジタル放送の補完を考えていくという公共的な責任はございますので、その中で、例えばBSでの補完という措置も考え、選択肢の中に入れてはどうかという提案でございます。

もしNHKとして、仮に想定するとすれば、NHKの総合とか教育をそのまま空に上げて、全国の地上波デジタルの補完に、つまりセーフティーネット代わりにするというのも考えられるのかなと。ここに若干書いていますが、追加チャンネルの使用なども、その選択肢として、期間を限定して使うという意味では、可能性があるのではないかと考えております。

もちろん、言うまでもなく、このNHKのメディアの整理については、これから視聴者の皆様のご意見やご要望、あるいは関係者の皆様とご議論の上で、メディアとしての整理が行われ、検討されていくものと考えております。その際に、こういう補完の考え方も、選択肢としてぜひ検討していただきたいという要望でございます。

最後に、本研究会のテーマに、国際放送というテーマがございます。これにつきましては、別途お話をさせていただければと思います。

以上です。

○舟田座長 ありがとうございます。

以上のご発表について、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

私が聞くのはちょっと恥ずかしいんですけども、総務省の方に、NHKのチャンネルは2チャンネルを超えないでというのは、どれを対象としていたのですか。何かそういうことが決まると記憶しておりますけれども。

○今林衛星放送課長 放送普及基本計画で定められておまして、今BS1・2ですね、それからハイビジョンとございますけれども、このうち2波を超えないことを前提としてという書かれ方になっております。

○舟田座長 それは2010年以前の話でしたか。2011年。

○今林衛星放送課長 2011年まで、平成23年までということですね。

○舟田座長 までのこと？

○今林衛星放送課長 はい。

○舟田座長 それ以降は空白なんですね。

○今林衛星放送課長 まだ決まっておりません。基本計画上の文言をそのまま読み上げますと、「その後については、当該放送の必要性、周波数事情その他の事情を勘案し、2番組を超えないことを前提に、衛星系による協会の放送全体を見直すものとする」と、こういう表現でございます。

○舟田座長 全体を見直す？

○今林衛星放送課長 はい。

○舟田座長 竹中さん、この最後のところですけど、これはCSによる補完放送もやるし、BSによる補完放送も両方やる？ それともCSよりもBSのほうがいい？ その辺、何か。

○竹中構成員 今、地上デジタルの補完として、CSを使った補完、IPによる補完というのが、再送信という形で検討されております。ただ、現段階の説明、議論では、例えばデジタルのメリットであるマルチ編成サービスとか、EPGだとか、データ放送の機能について、なかなか難しいものがあると伺っておりますので、それならば、BSの方でも補完ということを考えたかどうかという提案でございます。

現在のCSを利用した補完の検討には、NHKも実証実験という形で参加をしております。技術的要件の整理をしておりますので、それは積極的に取り組ませていただいておりますが、それとともに、BSの補完ということも当然考えるべきではないのかなと思っております。

○石橋構成員 最後の、今のところなんですけども、補完で、NHKについては、総合・教育2チャンネルという、これは全国共通の番組を流すということですか。

○竹中構成員 具体的に何をどうということはまだ検討しておりません。これは例えばという意味で、CSだけで補完を考えていらっしゃるけれども、BSも補完の検討に入れたらどうですかと。NHK、民放関係なく、2011年までに公共性の非常に強い放送サービスを停波し、視聴者の皆さんに完全にデジタルに移行していただくためには、ありとあらゆる選択肢があっただろうというのが実はNHKの主張でございまして、ですから、決してIPやCSの再送信を否定するわけではなくて、ありとあらゆる選択肢があっ

いだろうという意味で、NHKが必ずこうするとか、総合をどうするとかということは、まだ決めているわけではございません。ただ、NHKは、特に“あまねく普及”という縛りの厳しい公共放送という仕組みでございますので、地域の民放の皆さんとは少しニュアンスが違いかもかもしれませんけれども、そういうことも選択肢としてあるのではないかなという、まだそういう段階でございます。

○石橋構成員 その地域性といいますか、地域放送といいますか、そういうものも、当然検討の課題にはなってくるということですね、各局が。

○竹中構成員 実際にまだ具体的な検討をしておりませんが、当然BSデジタルの特性をご覧になっておわかりの通り、マルチ編成というのは可能ですから、例えば地域の——地域といっても個別なローカルサービスではなくても、例えばエリアで縛って、あるところの時間帯をマルチ編成するとかということだって考えられます。具体的に細かく検討しているわけではございませんが、CSでしか補完を考えないということでは、まずいのではないかという段階です。

○石橋構成員 はい、わかりました。

○清水政策統括官 今のこのところだけにちょっと集中しちゃって申しわけないんですけども、このBSによる地上デジタル補完措置の、現在の、今考えておられるイメージからいって、まず難視聴が一定規模となっていますが、これは今の予定、地上波でやる難視聴の部分はもうあきらめた上で、今地上でやるデジタル放送の、その結果で、ここは難視聴になると、一定のレベルの、非常に散在しているところですよ、そこはほかの方式ではなくて、あきらめた上で、IPでやる、もしくはCSでやるという話のほかに、もう1つダブってBSデジタルをさらにやるという形を考えるわけですか。BSでやったら、CS、IPはやらないという意味ですか。

○竹中構成員 例えばケーブルを例にして申し上げれば、無線系でお届けしているエリアのご家庭の方でも、僕はケーブルで見ていたほうが面倒くさくなくていいということで、選択し、ケーブルでご覧になっている方もいるわけですね。ですから、視聴者の選択肢をたくさん用意して、送り手だけの論理じゃなくて、ユーザー側の論理にも対応すべきだというのが、後半の清水さんに対するお答えです。

それから、最初の質問ですが、これはもうはっきり言って、デジタルで絶対難視がどのくらい出るか、はっきりつかんでおりません。ただ、地上アナログ放送の昭和27年当時の絶対難視は、今は衛星で難視解消対策をさせていただいているものも、スタート時には

42万世帯ございました。すなわち、これがデジタルになってもゼロになるとは到底思えませんという意味です。だから、あまねくという考え方の中に、いろんな、多層なセーフティーネットがあるべきだと。さらに加えて、絶対難視という形がどうしても避けて通れないとすれば、BSで補完するという、そういう考え方も選択肢の中に入れていただきたいという意味です。

○清水政策統括官 2番目の質問という形で、先ほどこの話をされたときに、民放テレビの公共性についても付言されて、このお話をされていた。そこは、民放に対してもこれを期待したい、同じようなBSによる難視聴解消を期待したいという、同じレベルでやっていただきたいという気持ちが入っているお話ですか。

○竹中構成員 そんなことを民放の方々に申し上げるつもりは、そういう立場にありませんからありませんが、昨今いろんな場で、NHKと民放の公共的責任とか、二元体制という言葉をよく耳にするものですから、説明をいたしました。この点に関してはNHKがコメントする立場にございませんから、それは民放連というか、地域の民放も含めて127民放局の皆さんがどう判断されるかは、全く我々が意見を言う立場にございません。

○舟田座長 ほかにいかがでしょうか。

○今林衛星放送課長 事務局から続いて申しわけありませんが、よろしいですか。

事務的な都合もあるんですが、前回と申し上げてもなかなか難しいですが、2年前の舟田座長にまとめていただいた研究会の報告書で、追加4チャンネルについては、2007年ごろまでにどのように使うかということを検討することが望ましいと、それが今回の研究会の発足の1つの要因にもなっております。きょうの竹中さんのご発表で、7ページで、「未来の方式への移行用に、リザーブするという運用も考えられる」ということで、それは検討課題なんだということは、それはそれで結構かと存じますが、じゃあ、これも含めて今回結論を出していいんだということなのか、ここはちょっと保留しておけということなのか、もし後者の意味であれば、いつ、どのように決めるべきだとお考えなのか、これが1点でございます。これは事務的な、これまでとの継続性ということでお尋ねしたい。

2点目は、先ほどのところでございますが、これは事務局から申し上げることではないかもしれませんが、視聴者保護と、それから新しい可能性と、こういうものはバランスをとって考えていくと。後者には、経済的なメリット、効率性、こういったものが入るんだと思います。したがって、当然のことながら、NHKさんご自身も、まだ具体的な検討内容は無いというようなことはおっしゃいましたが、例えばコストをどう考えるのか、1億

円かけてやるべきこと、1万円ならばやるべきことというのがいろいろあるんだと思いますが、そんなことは当然ご自身としてもご検討になるんだと、全体としての議論の中に入れておいてほしいという意味なのかどうか、そんなことが頭の中におありになるのかだけ確認させていただきたいと思います。

○舟田座長 2点ご質問の、私も前者ですね、7ページのほうですけど、私ぼうっと聞いていて、聞き間違いかもしれませんが、7ページの3行目には、「今後も画期的な新サービス」とあって、さっきBSは、新サービスについては慎重にすべきだということをおっしゃいませんでしたか？

○竹中構成員 サービスではありません。方式の導入についてです。新しい方式を導入するということは、慎重にするべきと申し上げました。

○舟田座長 ああ、そうですか。

じゃあ、今の2つのご質問について何かあれば。

○竹中構成員 よろしいですか。

○舟田座長 はい、お願いします。

○竹中構成員 まず最初の質問でございますが、最初の質問は、17から23全部をどうしろということで明確な設計を持っているわけではございません。ただ、考え方として、例えば今、昨今言われているH.264のような形でやるのが、本当に視聴者にとってメリットがあるのか、それから、地上デジタルの普及、BSデジタルの普及にとって本当にプラスになるんですかということのご配慮はぜひお願いしたいというのが1点と、2点目は、国益を守るという観点では、ここを何らかの格好で使っておいた方がいいという考え方もあろうかと思えます。そのためには、例えば4,000本というのは、実は全く新しいチャレンジになるかもしれません、ある限定的なところで使ったらどうかという、要は提案で、どこをどう使って、いつまで先送りしてほしいというようなことの意味合いで申し上げている訳ではございません。

それから、先ほど言ったのは、H.264・265まで含めて、それが本当に我々が目指すべき新しい放送の方式なのかということについては疑問と申し上げたのは、今2008年から10年の間にH.265が出ると言われておりますけれども、それも含めてどの方式を採用するかを決めるのは慎重にすべきという意味で、どこの帯域をどう使えということの、具体的なプランを持っているわけではございません。

それから、2点目のNHKのコストの話は、大きな課題であります。したがって、地上

デジタル波の置局の投資との見合い、補完に対するコストの考え方、当然そのことは慎重に対応して判断するべきものと考えております。先ほど私が、いろんな関係者の皆様のご意見を聞き、それから、視聴者の皆様のご要望も聞き、検討していくとあえて申し上げたのは、そこら辺はまだ最終的な形とかを決めているわけではありません。ただし、その覚悟と検討はしておりますという意味合いです。

○舟田座長 先ほど新方式には慎重で、その新方式というのは圧縮方式の話ですか。

○竹中構成員 そうです。

○舟田座長 わかりました。

○竹中構成員 その新方式というのは、実はちょっと説明不足だったかもしれませんが、例えばH. 266ができたとします。でも、放送が、よりよいサービスが可能だからと移行するときには必ず、今の放送もそうだったように、ある一定の期間、サイマルというのは絶対必要なんです、視聴者にご理解をいただいて、視聴者にスムーズに移行していただくためにも、それから、受信機の開発のためにも、ある一定の期間が必要です。これは、これまで日本の放送は、みんなそれをやってまいりました。そういう意味で、ある帯域を置いておかないと、そのことの実験や、移るためのいわば担保ができないという意味もあって、慎重にという意味でございます。

○高畑座長代理 7ページに、追加4チャンネルの利用に関する考え方が書かれており、8ページの下のところ、補完ということで、下の方の図ですが、追加4チャンネルの使用を検討と書かれてあります。思想的にこれらの記述が整合しているのかちょっと気になりました。

あと、予備中継器という語句が使われています。これはどういう意味を持っているのでしょうか。整合性と、予備中継器の意味を教えてください。

○竹中構成員 追加チャンネルの可能性というのは、割合期間を限定的に、例えば2011年までにどうしてもそういうセーフティーネットが必要だということになったとします。そうしたら、具体的にどのチャンネルでやればいいのかという選択肢を考えたときに、その手前で、もし衛星を上げられれば、先ほど前倒しをとというふうにお願いしましたけれど、その空白を埋められるチャンネルを期間限定で使わせていただくことも可能じゃないのかなという意味です。だから、延々こんこん、追加チャンネルを使用したいという意味じゃなくて、セーフティーネットを考えると、そういうことも考えていいんじゃないのかという意味です。

○高畑座長代理 そのようなときには、基本的にはユーザーの負担にならないような措置をとるといことですね。

○竹中構成員 もちろんそうですね。

○高畑座長代理 それでは、予備中継器の意味は。

○竹中構成員 4ページの表を見ていただくとわかりますが、例えばBSAT-2cという、今軌道に乗っている星に、17、19、21、23という4つのチャンネルを搭載しております。これが、いわば予備中継器という意味でございます。

○高畑座長代理 追加チャンネルと同じ意味を持っているわけですね？ 番号が同じなので。

○竹中構成員 帯域としては同じです。

○舟田座長 星は違うんでしょう？ これは、2ページの絵でいくと、右上のチャンネル、17、19、21、23、これが問題だということですね。

○竹中構成員 そうです。このチャンネルを、この帯域ですが、今2cに実は積んでますということなんです。予備チャンネルとして積んでますと。

○舟田座長 はい。だから、下のほうの2cですね。

○竹中構成員 はい。

○高畑座長代理 言葉として、予備中継器というのはわかりにくいので、追加チャンネルだけでもいいような感じを受けます。それらのチャンネルを予備中継器で提供するというだけですので。

○竹中構成員 要するに実行上不可能なことを言っているんじゃないかというご指摘をされるかなと思ったので、実は衛星運用上技術的には可能ですよという意味合いを込めて申し上げました。

○高畑座長代理 はい、わかりました。

○舟田座長 ほかにいろいろまだご質問あるかと思えますけれども、ちょっとこれだけの時間、恐れ入りますけれども、続きまして、放送衛星システム株式会社を代表して、大和久技師長様及び星野企画部担当部長様からよろしく申し上げます。

○(株)放送衛星システム(大和久技師長) 株式会社放送衛星システムの大和久でございます。よろしくお願いたします。

本日は、BSATのほうから意見を述べさせていただく機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。私のほうから、お手元にあります資料に沿って、大きく分け

て2点についてお話をさせていただきます。まず1点は、「放送衛星の安定運用」というタイトルでございます。2点目につきましては、「BSと110度CSについて」というタイトルでございます。この2点について、簡単にご説明させていただきます。

2ページ目をお願いいたします。まず放送衛星の安定運用ということですが、もう皆様ご承知のように、私どもBSAT社というのは、準基幹的放送メディアでありますBS衛星放送、そのインフラ提供会社であります。当然のことですが、我々の最大の業務というのは、日常的に放送衛星の安定運用に努めるということ、それに加えて、地震等の災害、あるいは衛星その他地上設備の障害時に放送が継続できるようにということで、それに対する迅速な対応に努めるということが必要であると思っております。そういう基本的な考え方で、放送衛星の安定運用について、私どもは、以下に書いてあるところに力を注いでいるというところであります。

今説明したとおりに、放送衛星の安定運用というのと、災害・障害時の対応と、大きく2つに分けての話ができるかと思っております。

まず放送衛星の安定運用についてですが、2ページ目の最初のポツにありますように、まず一番最初、放送衛星で考慮すべきことは、同一軌道上に予備衛星を確保することが重要であると思っております。

これにつきまして、次のページの3ページ目、タイトルとしては「放送衛星の運用計画」と書いておりますけれども、このグラフに沿って少しご説明したいと思います。

このグラフを全体的に見て、これは現在の状況と今後の予定と言えるのではないかと思っております。左のほうに「目的」と書いてありますが、これはアナログ放送用に打ち上げられた衛星、デジタル放送用に打ち上げられた衛星という意味で、先ほどNHKさんのほうからの説明で、アナログがブルーで、デジタルが赤だったのがちょっと逆になっており、見にくいんですけども、ここでは、アナログ放送に関しては赤い色、デジタル放送については青い色ということで表現させていただきます。

現在、BSAT社は、ここに書かれてありますように、一番上のBS-3Nから一番下のBSAT-2c、ここまでの全部で5機の衛星を同一軌道上で管制しております。上の1つを少し飛ばしまして、アナログ放送用として打ち上げられた衛星というのが、BSAT-1aとBSAT-1b、BSAT-1aについては、97年に打ち上げられて、設計寿命が10年ということなので、ここの黒の実線で書かれた部分が設計寿命ということで、2007年の夏ごろというのが設計寿命になっております。同じくBSAT-1bに

については、1年おくれで打ち上げられた衛星で、設計寿命としては2008年の夏ということで、実線の中に入っております。

同じくデジタル放送については、BSAT-2a・2cという2機の衛星がありますけれども、2aについては2001年、これは引き取りが4月ということで、これも10年の設計寿命ですので、2011年まで実線が伸びております。それから、BSAT-2cについては、03年の7月ということなので、これは2013年まで実線が伸びております。残念ながら、ご承知のようにBSAT-2bというのは、その間打ち上げをやったんですけれども、失敗したということで、2bというのがこの中にはありません。

それで、この表の見方ですけれども、アナログ放送用に打ち上げられた衛星1a、1bというのは、今主衛星、これは現用衛星という言い方にしてもいいと思いますが、BSAT-1aというのが現在赤で塗りつぶしたところにあって、予備衛星のBSAT-1bというのが同じくその状態にあります。したがって、アナログ放送については、BSAT-1aと1bでペアになって現用衛星、予備衛星という考え方をとっております。同様の考え方で、2a、2cのデジタル放送の現用衛星、予備衛星という形で、現在BSAT-2cのほうを現用衛星にしておりますけれども、この2機の衛星で現用・予備という形態をとっております。

ちなみに一番上のBS-3N、これにつきましては、ここは全部黒の点線で書かれてありますけれども、右端に書きましたように、点線は、寿命外運用という表現にしております。先ほど言いました設計寿命というのは、これは仕様書を作成した段階での設計寿命、BS-3Nについては7年、ほかの4衛星については10年という期間が設計寿命ですけれども、日々、太陽電池パネルからの発生電力、あるいは搭載している残燃料、そういったものから推定して、いついつまで寿命としてはあると判断して、それで推定しているのが、この黒で囲まれた点線です。BS-3Nについては、1994年に打ち上げられた衛星ですので、設計寿命的には2001年ですけれども、残燃料あるいは発生電力の関係から、2007年の夏ごろまでは何とかもつであろうという推計でいっております。

もう1つ、右のほうに赤と青で斜線で書かれた部分の説明をしてありますけれども、ここでは、青の斜線はデジタルとしても使用可、赤はアナログとしても使用可と。この使用可という意味は、衛星の設計上、あるいは免許上という両方の観点から、例えばBSAT-1bに関して言うと、ブルーの斜線が入っていますけれども、これはデジタル放送としても、ここから放送することができますという意味です。同じく2aに関して言いますと、

デジタル放送用の衛星ですけれども、アナログとしても使用することができます。BS-3Nについて言えば、アナログ、デジタル、両方放送を出すことができますとこういう状態で、この表を見ていただければわかりますように、少なくとも2007年のところまで現用衛星、予備衛星は、1対1プラスアルファの関係で、放送の継続を図るということをやっております。

それから、2007年のBSAT-1aの後に、下のほうに矢印がついているわけで、下の黄色のところに行っていますけれども、BSAT-1aの設計寿命が2007年の夏ごろということですので、BSAT-1aの後継機、BSAT社では、この後継機をBSAT-3aと呼んでおります。この8チャンネルの衛星を2007年の春に打ち上げるということで、現在その作業を進めているところであります。2007年以降につきましても、同様にBSAT-3aをアナログとデジタル、これ、両用の衛星ですので、これを現用衛星として、今申し上げましたような、上に書かれてある3aを除く4つの衛星でアナログ、デジタルそれぞれペアを組んで現用・予備の体制、それで万全な放送の継続を図っていきたいと考えております。

それで、2011年に関して言いますと、これはデジタル放送、BSAT-2aの後継衛星ということで、この衛星の名称及び規模等については、まだまだこれから先の話ですけれども、仮に今、我々の中では、2011年に2aの後継ということで、ここの場所に矢印を設けてありますけれども、先ほどのNHKさんのお話の中で、仮にこれが少し前倒しということで、どのような形になるかわかりませんが、打ち上げそのものを1年前倒しで実行するというのであれば、それはBSATとしては、事前の期間さえあれば何ら問題はないということを考えております。

それから、先ほどの、前のページに戻っていただいて、衛星の安定運用だけではなくて、地上局の設備、これは管制地球局、アップリンク地球局というのがあるわけですが、こういった問題も重要なことで、それにつきましては、4ページ目を見ていただければわかります。これにつきましては、ここに①から④というのがありますが、これは2ページの①から④に相当すると考えてください。

4ページ目を見ていただければわかりますが、①の予備衛星の確保については、ただいまご説明したとおりでございます。

それから、②の2局化、これは管制地球局及びアップリンク地球局ともに主局、あるいは副局という形で組んでおります。管制地球局については、それぞれ設備の保守あるいは

障害のときに主局・副局間を切りかえるということによるバックアップということで、主局、副局があります。アップリンク地球局に関しては、通常の今言いましたようなバックアップのほかに、これは管制地球局とは違って、放送の継続ということが第一の課題ですので、地球上から衛星に向けて放送電波を上げるわけですから、これは継続させないといけないということで、例えば降雨のときに降雨減衰というのがあります、そういうときには、主局から副局に即座に切りかえるという作業があります。そういう意味でのここは2局化がなされていると。

当然のことながら、それぞれがいろんな目的で2局間切りかえをやるわけですが、管制局とアップリンク局の中で情報は共有しないとかなかなかうまくいかないということで、③の一体運用という形で、それぞれのデータは常にやりとりしているという形をとっております。

それから、④に、全体として障害時の各設備の切りかえということで、今言いましたような何かトラブルがあったとき、あるいは災害のとき等、管制局、あるいはアップリンク局双方が、それぞれが主局・副局を切りかえたり、衛星の現用・予備を切りかえたり、衛星の中のトランスポンダを切りかえたりということを迅速にやる必要があるということで、B-SAT社としては、この図にあるように、全体を1つのシステムとして迅速な対応に取り組んでいるところであります。

続きまして、5ページ目に、「BSと110度CSについて」ということで、なぜ唐突にこういうタイトルになっているかといいますと、これは将来の話ですが、今東経110度にBS放送衛星と、それから通信衛星N-SAT-110、本文の中にも書いていますが、この2系統の衛星があるわけですが、こういう衛星を将来、もしかしたら統合するとなったら、するとすれば一体どういう問題があるんだろうという、率直に素朴な疑問があるわけですが、そういったことについて、技術的な観点から見て一体どうなんだろうということを少し考察してみたいなと考えたわけです。

この2つのシステムの衛星の現在の状況について、もうご承知のことかと思えますけれども、改めてご説明したいと思えます。今言いましたように、東経110度付近に、これは付近というのはある幅を持った軌道の中ですが、BS衛星については、今言いましたような1a、1b、2a、2cと3N、全部で5機の衛星があります。それ以外にCSの衛星N-SAT-110があるわけです。全く別の2つのシステムの違う衛星が、その110度、ある幅を持った中に全部で6機あるという状況にあります。それで、当然こ

これはBS衛星については、B-SATがこの動きを管制しております。N-SAT-110についてはSCCさんが管制しているという全く違うシステム、全く違う地球局からこれらの衛星を管制して、同じある幅の中で6機を管制する。これは双方が独自に管制するという事になれば、衝突ということが考えられるわけなので、当然のことながら、B-SATとSCCは協定を結んで、110度のある幅を、その中にガードバンド、道路で言いますと中央分離帯のようなものです、こういったものを設けて衝突をしないようにそれぞれが管制する、いわゆる2元管制を行っている状況であります。

この2系統の衛星について、先ほど受信機の話も少し出ていましたけれども、今どういう状況にあるかといいますと、地球から見れば110度というところの方向が同じということ、軌道共用で方向が同じということなので、地上の視聴者から見ればアンテナというのは1つで済む、1個のアンテナがあれば受かるという状況にあります。非常に視聴者にとっては、利便性はあります。さらに、先ほども出ていましたけれども、地上デジタルの放送、そういったものを含めた3波共用のチューナーを持ったデジタル受信機がありまして、そういうものが地上デジタル放送の普及に非常に効果的に相乗効果を示しているんじゃないかなと思っています。今、BSと110度CSについては、こういう状況にあります。

先ほど言いました技術的な課題をお話しする前に、そこに至る前提として、BSデジタル放送とCSデジタル放送とでは、国際規則と手続がかなり大きく違いますよということをお話させていただきます。この表で見ていただければすぐわかりますけれども、上から周波数の確保、一番下、アンテナ放射パターン、ここに至るまでのそれぞれの項目について、BSとCSとでは、この表のように大きく違います。

まず周波数の確保について。これはBSデジタル放送につきましては、軌道位置も含めて、周波数というのはITUによって衛星放送用として分配、当然ITUのプラン化によって各国に平等に割り当てられて、これはもう固定されて、一種保護されていると思います。それに対してCSのほうは、周波数及び軌道位置は国際調整、いわゆる多国間調整によって確保するという事になっております。

ダウンリンク周波数とアップリンク周波数、この言葉ですけれども、前回の研究会で出されました資料の中に「フィーダーリンク」と表現されているのがここで言うアップリンク、「サービスリンク」と表現されているのがここで言うダウンリンクということです。ダウンリンク周波数については、いわゆる12G帯ですけれども、BSとCSでは若干の場

所が違ふと。12G帯の中で場所が違ふという状況にあります。アップリンク周波数については、これはBSについてはいわゆる17G帯、CSについては14G帯という大きな違いがあります。下の3つ、使用可能周波数、帯域幅及び送信電力、アンテナ放射パターン、これについて、CSのほうはすべて国際調整の範囲で設定するということですが、BSについて言えば、使用可能周波数というのは、現在はそのうち8チャンネルということですが、追加4チャンネルを加えて最大、日本では12チャンネルが可能だと。

その下の帯域幅及び送信電力、アンテナ放射パターン、これはITUのプランによって規定され、規制と保護と書きましたのは、自分の衛星と相手の衛星、それぞれが相互に規制がかかると同時に、相手から保護すると。規制と保護と双方向の関係にあると。そういう状況がありまして、一言で言うと、冒頭に書きましたように、BS放送はITUのプランに基づく放送であるというのが、CSとの大きな違いではないかと思ひます。

こういう前提といひましようか、こういう話の中で、それでは、もし仮に今110度というところにあるBSとCSをハードウェア的に統合するというか、一緒に、BS/CS複合衛星という言い方にしてもいいかと思ひますが、そういった場合の技術的課題というところ、現時点ではどんなものがあるのかということ、現時点でBSAT社として定量的にどうこうという資料を正直言ってまだ持ち合わせておりませんが、ここでは定性的なことをお話しさせていただきたいと思ひます。

大きく分けて設計上の課題と、運用上の課題というものがあろうかと思ひます。

設計上の課題につきましては、先ほど申し上げましたような、適用される国際的な規則・手続が、現段階では違ふわけですが、したがって、アンテナ放射パターンなどが異なります。そうすることによって、したがって、アンテナを含めた中継器の共用化というのが、これは困難と書きましたけれども、技術的に不可能という言い方ではなくて、かなり難しいのではないかと、我々は推定してあります。

具体的にどうということかということ、少し説明しますと、アップリンクの周波数が異なります。これは、今言いましたような17G帯と14G帯、当然のことながら衛星に搭載されるアンテナ、あるいは衛星に搭載される地上からの電波を受ける受信機、こういったものが14と17とでは違ひますので、別系統になると。TWT A、中継器ですが、中継器について言ひますと、冗長構成といひまして、通常BSの場合には、例えば4チャンネル衛星の場合には、現用の4チャンネルのトランスポンダに、予備のトランスポンダ

として4本積んでおりました、合計、そのときは8本のトランスポンダを積んでおります。1対1の関係。次期放送衛星BSAT-3aの場合は、8チャンネル衛星で、予備を8本積んで、全部で16本ということですが、これは回路上の最適化設計をすることによって、8本プラス6本ということで合計14本積んでおります。いずれにしても、考え方としては、ニアリーイコール1対1といいたいまいしょうか、それに近い冗長構成をとっております。BSとCSでは、そういった意味では冗長構成のとり方の考え方が違うということで、当然のことながら、中継器の数とその回路については違うということと、先ほど言いましたような周波数も違いますので、入出力フィルタが違うわけですから、やはりこの部分については別系統になるというのがあります。

こういう状況で、これは仮の場合ですけれども、中継器、TWTAをBSとCSで、数も違うし、考え方も違うんですけれども、共通に予備として使用するというのをもし考えたときにどうかといいますと、ダウンリンクの周波数、これは同じ12G帯ですが、わずかながら違うと。その違いから、これは共通予備とした場合には、すべてを一度に増幅するという、いわゆる広帯域TWTAですね、広帯域の設計ということになり、非常にこれは効率が低下すると考えられます。さらに、共通予備ということでありまして、BSとCS間をつなぐ導波管ですが、そういったもの、あるいはどのような場合にも予備として双方が使えるということで、スイッチ構成が非常に複雑になって、これは信頼性が低下するのではないかなと考えております。

運用上の課題としまして、複合衛星となった場合に、先ほど冒頭で、安定運用のところでは、BSでは、現用衛星及び予備衛星という考え方で構成をしております。したがって、BSの立場から言うと、複合衛星といった場合でも、同じ予備衛星を確保する必要があるかと。そうしますと、CSとしても、複合衛星ですので、同一の予備構成、つまり、同じ衛星をもう1機持つ。これは、今までのCSでの考え方とは少し違うのかなということで、こういう問題があるのではないかと。

さらに、両システム、BSとCSを複合的に積んでいるので、衛星は1機なわけですね、1システムあるわけですが、したがって、地上からの管制も、当然のことながら、現在の2元管制ではなくて1元管制をする必要があります。

さらに、一番最後の行ですが、衛星障害時、これは例えばBSのところでは何か障害が行ったときに、その衛星の中でBSとCSを切り離して、全く切り離せるよという保証があればいいですが、そのBSの障害がCSに影響がないというような保証もな

いし、これは明らかに相互に波及する可能性があります。

また、これはどちらの場合も同じですけれども、原因の特定、あるいはその回復作業、操作をやるときに、CSは生かしたままBSだけ、こういう形というのがかなり困難になるんで、どちらかの障害のときにはBSとCSすべてに影響が及ぶということも、1つの課題かなと考えております。

いずれにしても、非常に定性的なことしか現時点では申し上げることができませんけれども、それなりの定量的なことが必要という段階が来た場合には、当然ながらB-SATとしても、そういうことで前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○舟田座長 ありがとうございます。

ただいまのご発表について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○高畑座長代理 一番最後のページですが、複数の周波数帯を持つ衛星ということで考えると、いわゆるハイブリッド衛星ということになると思います。通信系の場合、Cバンドとか、Kuバンドとか、Kaバンド、それを同時に搭載した衛星がかなり実用化されていると思います。そのような意味で、本当に技術的に困難なのかちょっと疑問に思います。BS放送の場合、衛星からの送信電力が非常に強くなくてはならず、電力面で共用が難しいという印象をもっていたのですが。電力面と、技術的な面と、どちらが強いんでしょうか。

○(株)放送衛星システム(大和久技師長) 今、先生がおっしゃったように、電力の配分というのも、もちろん、あろうかと思えます。というのは、冒頭で言いましたように、アンテナを含めたということは、例えば太陽電池パネルですね、そういったものは1系統だろうし、そこからCSとBSへの分配も当然出てくるんで、電力の違うところの設計というのがかなりそこでは、できないということではなくて、非常に厄介かなという感触は持っております。そういうことと、今現在CSで、Ku、C、Kaですか、実際やっているではないかというお話が確かにあるわけですし、困難性というのはどちらのほうが強いかと。ちょっと正直言って、今のところ、どちらかなというのはわからないと答えさせていただいたほうが正確かなと。どちらも非常に問題だと認識しておるところです。

○高畑座長代理 電力配分に関する設計という話ではなくても、太陽電池パネルで供給できる電力は、衛星の規模を考えると限られてしまいます。BSでかなり使いますとCSは入り込めないのではないかという一つの話をしたわけですが。

○(株)放送衛星システム(大和久技師長) もし複合衛星ということであれば、そういう設計をするということは、やってはいけないことだと思いますので、そこは、実際そういう衛星を設計するときには、当然のことながら、BSとCSとの最適な設計が必要だということになろうかと思います。

○高畑座長代理 もう1点であります、予備衛星の考え方ですが、3ページ目で、BSAT 2号機、2aと2cの記述があります。どうしてチャンネル、すなわちトランスポンダが違うのを搭載されているのでしょうか。NHKさんの資料を見ると、2aと2cに載せているチャンネルの番号が若干違いますが、どのような経緯があったのでしょうか。

○(株)放送衛星システム(大和久技師長) 経緯というのをちょっと抜きにしまして、2cは、ここに書いてありますように、赤の斜線が入っていないですね。つまり、2cというのは、デジタルのチャンネルしか搭載していないということです。

○舟田座長 NHKさんのやつの4ページ。

○(株)放送衛星システム(大和久技師長) 補足説明させていただきますと、先ほどの資料の中で、2cというのに17、19、21、23、追加4チャンネルのチャンネル数が書いてありますが、このBSAT-2cの機能として、この追加の4チャンネルも出せるような中の回路構成になっているという趣旨です。だから、全部で1、3、13、15、17、19、21、23用のトランスポンダが8本載っているという意味ではなくて、現用のトランスポンダは4本です。

○高畑座長代理 それはわかっております。例えば2aを現用として考えた場合、5、7、9、11を2cに載せたほうが、現用・予備という考え方はすっきりくると思うのですが。

○(株)放送衛星システム(大和久技師長) 追加の4チャンネルですね。この2cを上げるときの話の中で、追加4チャンネルも打ち上げられるような可能性を残しておいたほうがいいかなという話のほうが、正直言って強かったんだということだと理解しています。

○舟田座長 ほかにあると思いますけれども、ちょっと時間が予定より押していますので、次に移りたいと思います。先ほど冒頭に申しましたように、申しわけないですが、お一人様15分ということでこれからもお願いしたいんですが、続きまして、社団法人衛星放送協会を代表して、竹岡衛星放送協会副会長様及び須田衛星放送協会理事から、よろしく願いいたします。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) ただいまご紹介をいただきました衛星放送協会の竹岡でございます。今般、こうして衛星放送にかかわるサービス及び技術の将来像につい

て意見陳述をさせていただく機会を得ましたこと、大変ありがたく御礼を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、3ページ目でございます。BS放送のほうは、BSデジタルのほうは1,000万を突破したということでございます。CSも間もなく1,000万になるということで、まだ1,000万に到達しておりませんが、間もなく1,000万世帯になるということでございます。ただ、その中で、124/128のCSデジタル放送、110度のCSデジタル放送、それぞれ371万、26万の加入者をいただいております。そして、ケーブルテレビ様経由で551万、合計で948万の視聴世帯をいただいております。

ただ、この数字につきましては、添付の資料にもございますけれども、普及率が約20%ということで、全世帯比ですね。これについては、米国の場合はもう既に90%に到達をしている、かつ英国の場合は45%に到達をしているということで、両国と比べまして、まだまだ私どもの可能性があるという状況であると考えております。ただ、我々の発展のためには、この20%をすべからく上昇させていかないといけないんだと考えております。

また、私どもCS放送の事業者のただいまのトータルの規模といたしましては、収入が2,000億円、ようやく損益的には、損益分岐点に到達する予定であると。これも、添付の資料に書かせていただいておりますけれども、2004年の数字は、多分損益分岐点に到達したような状況でございます。まだまだ市場規模が拡大しないと、私どもの事業が発展し、かつ視聴者の方々にいいコンテンツをお見せするということでは、課題が出てこようかと考えております。200チャンネルの、私どもCSのチャンネルでございますので、1チャンネル当たり約10億円という規模になってございます。

次のページでございますけれども、もう既にご説明する必要はないとは存じ上げますけれども、CSデジタル放送、私どもの事業概要でございます。現行委託放送事業として、私ども番組供給事業を行っております。委託放送事業としての免許をいただいておりますので、番組コンテンツを、1つは衛星経由、これはスカイパーフェクト・コミュニケーションズ様のプラットフォームを使わせていただいて、124度/128度、そして110度の通信衛星を経由して加入者にお届けをしています。

契約につきましては、加入者と私どもが直接契約をさせていただきますけれども、このチャンネル販売業務及び送信業務については、スカイパーフェクト・コミュニケーションズさんに委託をしております。また、ケーブルテレビ様経由は、私ども番組供給契約を結ばせていただきまして、ケーブルテレビの加入者にお届けをしております。ただ、ケーブ

ルテレビの場合は、帯域の問題等がございまして、1 ケーブル30チャンネルから40チャンネル程度の配信の数になっております。

次のページでございます。私ども今現在20%の普及率でございますけれども、それをさらに発展させていくためにはどういうことが必要かということで、我々CS放送の目的でございますけれども、視聴者の多種多様な嗜好にこたえる専門性の高い番組（チャンネル）を提供する、専門多チャンネル放送でございます。この専門多チャンネル放送、さまざまな分野のチャンネルを、私どもCS事業者として運営しておりますけれども、この番組コンテンツを強化することによって良質なサービスをお届けすると。そして、サービスの高度化、この中には、ハイビジョンの対応、データ放送、そして、デジタルの時代でございますので、双方向サービス等々のサービスを高度化する、そして、視聴者の利便性の向上を図る。このことによって視聴者が拡大する、マーケットが拡大する。加入者が増加いただきますと、視聴料収入が拡大いたしますし、視聴者の数が増えますと、私どもの広告の売り上げ拡大にも貢献するというので、これがさらに収益の拡大、事業収支の改善で、私どもの番組コンテンツが強化できる、このいい循環をとっていくことができると考えております。

このためにはどういうことをしていかなければいけないのかということでございます。先ほどご説明させていただきましたけれども、110度CSデジタル放送では、3波共用チューナーを持ったテレビでござんいただけるわけですが、依然として26万の加入しかございません。110度CSデジタル放送を受信できる3波共用チューナーは、大体300万台程度あるんじゃないかと言われております。この方たちのうち、依然としてまだ26万の加入しかいただいていないということで、これをいかに拡大していくか、これが私どもCS放送の業容拡大及びコンテンツ、要するに視聴者サービスを図っていく一つのキーポイントではないかと考えております。

現在、委託の免許をいただいて、私ども110度CSデジタル放送で放送サービスをさせていただいておりますけれども、さらに加入者を拡大するためには、柔軟なチャンネル運営が可能な事業者、多チャンネル運営会社の検討が必要ではないかと考えております。この多チャンネル運営会社・事業者の目的とするところは、番組編成・制作の柔軟性、良質なサービスの提供、料金の柔軟性（リーズナブルな対価の設定）、技術革新への柔軟性（新サービスの開発、サービスの高度化、ハイビジョン化への対応）、安定した事業者（サービスの安定化＝視聴者保護）というのを目的とした、このような事業者が一つ検討いただけ

るんじゃないかと考えております。下に事業体のモデルとして、例として記述しております。

私どものご提案の1つの例としては、大規模役務利用放送事業者というのを設定いたしまして、これには、プラットフォーム事業者の方、そして私ども番組提供者の出資を得まして、大規模な役務利用放送事業者を結成し、それと、地上系、衛星系の役務提供事業者と役務利用契約を結びまして、放送サービスを加入者にお届けする。このことによって、よりマーケットを拡大させていただきたいと考えております。

本件につきましては、制度整備の考え方ということで、7ページに書いております。私ども番組提供者は、番組のコンテンツを、この大規模役務利用事業者に提供いたします。この大規模役務事業者は、プラットフォーム及びコンテンツ、チャンネルを組み合わせる柔軟性を持った運営をさせていただくことによって、よりマーケットにスピード感のあふれる対応ができると考えております。

ただ、この大規模役務利用事業者になりますと、非常に強い力を持つということが一つのプラスの面と、そして番組提供事業者及び各関係者にとっては、一つの克服しないといけないような問題が出てくるかと思えます。

1つは、番組提供者の保護ということでございます。これは、言うまでもなく著作権の保護、そして大規模役務利用事業者の対抗措置というのは、これはちょっと言葉があれでございませけれども、一つのバランスをキープしながら、この大規模役務利用放送事業者が運用していただくということが必要になってくるかと思えます。大規模役務利用放送事業者は、番組編成、料金政策、サービスの安定化、技術革新への対応等、柔軟に対応ができるというメリットがございませけれども、一方で、プラットフォームとしての役割もございませから、一つにはプラットフォーム事業法的なものの制定をいただくのも、一つの案ではないかと考えております。この中では、サービスを規定する、サービスの提供条件を規定する、大規模役務利用放送事業者への出資について、何らかの規制というものも考えていただきたいと考えております。あと、チャンネル編成権につきましても、その公平性をいかに担保するかということになってこようかと思えます。

大規模役務利用放送事業法というのを例えばお考えいただくときには、その中にはサービス内容の規定であるとか制限、そして視聴者保護、番組提供者への支配関係に陥ることへの制限、そして支配的出資の割合規制、これはマスメディア集中排除関連ともなっておりますけれども、支配的出資をいかにバランスとれたものにしていくか、そして、透明

性の確保というようなものが必要になってくるかと考えております。

8 ページに、今申し上げました点について整理をさせていただきたいと考えております。110度CS多チャンネル運営事業体を想定した場合、いかなる問題があるかということでございますけれども、1つは、マスメディア集中排除原則の緩和という課題でございます。現在は一事業者が支配するトラポン数の上限が決まっておりますけれども、大規模役務利用事業者ということになりますと、支配するトラポン数の上限の緩和をいただく必要があるんじゃないかと考えています。現行役務で8本、そして委託で4本というトラポン数の上限がございますけれども、これを、緩和をさせていただきたいと考えております。

そして、今回の考え方につきましては、いわゆるハード・ソフト分離の趣旨を維持した新しい枠組みの検討をさせていただきたいということでございます。

3番目でございますけれども、プラットフォーム事業の規定及び法制度の整備というポイントでございます。これにつきましては、既にご説明をしたとおりでございますけれども、一定のサービスの内容等々につきまして、一つの基準をつくっていただければと考えております。

そして、この考え方でまいりますと、今の制度から大規模役務利用放送事業法といったものの整備をしていただく。

5番目につきましては、あくまで今のCSにつきましては、専門多チャンネルという視聴者の方に専門的な、ニッチなジャンルの多チャンネルを提供して、トータルでお楽しみいただく、ご提供いただく、視聴者サービスをするという観点から見ますと、専門多チャンネルの特徴の維持、地上波などの総合編成チャンネルと対するものとして多チャンネルの特徴の維持というのを図っていただきたいと、これが課題と考えております。

これらを、視聴者の利便性、視聴者の保護、著作権の保護の観点から整備をいただくということが、私どもの今回の意見陳述でございます。

これにつきましては、現行の委託放送事業者と大規模役務利用放送事業者の整理という課題も出てまいります。現行の委託放送事業者が大規模役務利用放送事業への移管をなす、その段階で、一つはどういった移管をしていくのかということが課題になると考えております。

次のページでございますけれども、新しい技術への対応についてでございます。

新しい技術ということで、先ほどからお話も出ておりますように、H.264、H.265、もしくはDVB-S2、このような周波数の有効利用及びサービスの高度化を目的と

するような、より効率的な信号圧縮技術及び伝送技術は、検討するに値すると考えております。

ただ、視聴者（受信機側）の利便性を考慮いたしますれば、110度CSデジタル放送では、BSデジタル放送が採用する新圧縮技術、新伝送技術と同じものにすることが望ましいと考えております。

また、今後ハイビジョン対応受信機の普及——JETA様の予想では2011年に4,330万台ということが出ておりますけれども——を考慮すると、サービスの高度化、ハイビジョン対応を進める必要があると考えております。

ただ、110度CSデジタル放送では、当面現行の圧縮方式、MPEG方式で対応いただき、新技術によるハイビジョン伝送につきましては、BSデジタルと同時期が望ましいと考えております。

想定時期につきましては、現行のBSアナログ放送終了による空き周波数帯の利用時期ではないかと思っておりますけれども、この点につきましては、BSデジタル放送の新技術採用等の結論が出た時点で、私どもCSデジタル放送にも適用いただきたいと考えております。

124/128CSデジタル放送では、放送運用規定、受信技術規定の確定を待つて順次検討をいただきたいと考えております。

以上が、私ども衛星放送協会の意見陳述でございます。参考までに参考資料をつけておりますので、追ってご参照いただきたいと考えております。ありがとうございました。

○舟田座長 ありがとうございました。

以上のご発表につきまして、ご質問、ご意見等、お願いいたします。

私から1つ。法律家にとっては、委託か役務利用かというのはおもしろいテーマなんですけれども、これ、8ページの一番下ですね、整理の必要がある、そのとおりですけれども、事業者としては、どっちでもいいんですね。それとも、事業者としてはこうしてほしいというのは、何か希望があるんですか。

○（社）衛星放送協会（竹岡副会長） 大規模な役務利用事業法をやる場合には、事業としての制度、役務利用法というのが必要であると考えております。ただ、現行の委託放送事業でしたら、現状のままでございますので、より大きくしていただくということでお願いをしたいと考えております。

○舟田座長 そうしますと、この構想では番組提供者ということになりますね。そうしま

すと、CS110度というのは、もともとは委託、受託が、124/128と比べてなじむといいですか、準基幹放送と同じ軌道だということからも適当だと言われてました。私は個人的には、委託放送制度は、この場合には放棄してもいいんじゃないかと思えますけれども、そういうことも含めてということですね。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) はい。含めてお考えをいただきたいと考えております。

○舟田座長 もう1つ、7ページで、大規模役務利用事業者という構想でございますが、これは、右側のプラットフォーム事業者のプラットフォーム機能の提供を受けるんですね。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) はい、そうでございます。

○舟田座長 そうしますと、具体的には今あるスカパーさんの業務をここに及ぼすということですね。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) はい、そうでございます。

○舟田座長 そうすると、加入者は、大規模利用事業者と契約する、契約の相手は。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) はい。

○舟田座長 しかし、その契約を実際遂行するといえますか、お金のやりとりとか、これはスカパーさんがやると。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) はい、そういうことになる。

○舟田座長 そういうことですね。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) はい。

○今林衛星放送課長 後ほどのスカパーさんのご説明を伺うと、もっとすっきりするとは思いますが、後ろに参考資料をつけておられて、英米ではこうだと。ところが、英米では、例えばプラットフォームは、今、座長ご指摘のとおり、一緒にやっているわけですね。それがわかりやすさにつながっていると。それから、アメリカについては、後ほど重村さんのほうからお話があると思えますけれど、衛星コストも中に取り込むことによって、リスクも背負い込みますが、プロフィットも大きくなるという発想に立っているんだと思えますが、それは別でしかるべきだというご意見なんですか。

2点目は、名前がいろいろ、法律の名前が来ますと、ちょっと私どももナイーブになりますので、正確に教えていただきたいんですが、そうだとすると、大規模役務利用放送事業法なるものの正体、つまり、今の役務法と違う部分というのは、7ページの下に書いておられる、新しく視聴者保護規定を入れろだとか、番供支配制限、これ、どういうものな

のかわかりませんが、あるいはサービス内容というのは何をおっしゃっているのか、番組なのか何なのかかわかりませんが、一定範囲内にとどめるとか、そういうことなんでしょうか。目的制限をかけるということなのかもしれませんが、こういうことにとどまるということなんでしょうか。違いは、それだけだということなんです。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) まず衛星につきましては、これはいろんな考え方があると思います。ですから、私どもとしましては、現行では大規模役務利用事業者を制度としてつくっていただきまして、今の規模を大きくしていく。その中に、衛星について取り込むかどうかというのは、私どもも将来的には検討もしていかないとはいけないと思いますけれども、衛星と、今のハード・ソフト分離を生かしながら、こういった大規模役務利用事業者とすることによって、よりマーケットが広がるようにしていただきたいと考えております。

サービス内容の規定・制限につきましては、どういったサービス、例えばマーケティングだとか、その使用者に対するいろんな形のサービスをどうやるのか、そして、パッケージングであるとか、チャンネル編成、そういったものをどういったことをやるかというサービス内容につきまして、規定をしていただきたい。ですから、この大規模役務利用事業者が、例えばチャンネル等の契約をどうするのかとか、どういったパッケージをするのか、どういった種類の仕事をするかというのを事前に規定をしていくということが必要ではないかと考えております。

○舟田座長 いわゆるサービス内容というのは、番組内容ではなくてということですね。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) はい。あくまでも事業者のサービスの種類ということでございます。

○清水政策統括官 この場合の大規模役務利用の「大規模」は、今のマスメディア集中排除の数字以上、すべて一事業者でというところまで入っているのか、それから、大規模役務提供放送事業者がプラットフォーム事業者と兼ねることまで頭の中に入れられてのお話になっているのか、そこの整理はどうなっているんでしょうか。

○(社)衛星放送協会(竹岡副会長) 大規模というのは、1つは、まさにマスメディア集中排除のトラポンの問題がそうでございますし、この大規模役務利用事業者の中にプラットフォーム事業者が入っていただくことによりまして、その機能の中で生かしていただくということ。

○清水政策統括官 入るのではなくて、兼ねてしまうことを、要するに同じ社がやっても

よいということ。

○（社）衛星放送協会（竹岡副会長） はい。

○清水政策統括官 それから、大規模役務といった場合は、衛星そのもの全部のものも持つし、ほかの衛星のものも含めて「大規模」というイメージを言っておられるんですか。

○（社）衛星放送協会（竹岡副会長） ほかの衛星、今の110度のオペレーションの委託放送事業者でやっている事業を、なるべく1つにまとめたいと考えております。ただ、このためには、現行委託放送事業者もいらっしゃるわけですから、ある程度の規模になれば、大規模役務ということで運営をしていただけるんじゃないかと考えております。

○浅野構成員 私、この分野はちょっと素人なものですからよくわからないんですが、イメージとしてなんですが、この大規模役務利用放送事業者というのは、結局1社になるということなんですか。独占的に1社で提供していくというような形を想定されているんでしょうか。

○（社）衛星放送協会（竹岡副会長） マーケットを大きくするためには、1社であるのがいいと、我々は考えております。ただ、可能性としては、1社でということではなくて、ほかの大規模役務利用事業者も出てこられるということについては、可能性を排除するものではございません。

○舟田座長 いろいろ、これ、先週私も初めて聞いたばかりで、わかりかねますけれども、次の発表とも若干ダブるところがございますし、時間もありますので、よろしければ次の発表に移りたいと思います。その後でまた、2つあわせて議論したいということで、株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズを代表して、重村代表取締役社長様及び仁藤常務取締役からよろしくお願いいたします。

○（株）スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（重村社長） スカパーの重村でございます。

今衛星放送協会様の竹岡さんのお話が出ましたので、衛放協の皆さんと我々とは一緒にやっているわけですから、ある意味で、方向性においては、そう大きく違いはないと思っています。この事業を10年近くやってきて、相当各放送事業者の方も苦勞されてきて、やっと最近になって、いわゆる業績が黒字化するというような状況なわけですから、そういう経験の中からの衛放協のお話だと、我々認識しております。

一方で、私どもプラットフォームの立場から言いますと、時間がありませんので、今の竹岡さんのお話をあわせながら、我々の持っている結論部分からお話をしていきたいと思

っております。

方向性ではちょっと違う部分も、部分的にございますので、今いろいろ出たご疑問に対して、我々が補足するという形になるかと思いますが、ただ、1つだけ申し上げておきたいのは、衛星放送の将来に関して、私も、地上波からこっちへ来て、10年近くやってきて、はっきり申し上げて放送と通信の融合とトリプルプレー、あるいはクアトロプレーという時代の中で、衛星放送の将来像に関しては、相当危機感を持っています。はっきり言って我々としては今、顧客のニーズに合わせて制度をある程度変えていかないと、衛星放送そのものの将来というものが非常に危ういものになるんじゃないかという危機感を持った上で、我々の立場からお話をさせていただきたいと思っております。

まず2ページ目をちょっと見ていただければわかるわけですが、結論から申し上げますと、方向性としては、やはり先陣であったアメリカとかヨーロッパのケースを参考にすべきではないかと我々は思っています、欧米の衛星放送事業の形態にできるだけ近づける必要があるのではないかと考えております。

まず、それはなぜかといいますと、視聴者の視点に立った商品づくりができるかできないか、この問題が非常に我々にとってみると重要で、実を言うと視聴者のニーズに立った商品づくりがなかなかつくりづらいということで、非常に悩んでおります。受委託制度のねらいというのは、参入障壁を小さくして放送事業者がいろいろ競い合い、それで、いわゆる商品価値を上げていくと、あるいは価格設定もリーズナブルなものにするという発想だったと思うんですが、実際に多チャンネルの世界では、商品というのはパッケージやセットなわけです。要するに単チャンネルをとるというケースは、もちろん、ギャンブルなんかあるかもしれませんが、ほとんどは、いわゆるパッケージやセットでおとりになると。この商品設定をつくるのが、ある意味で言うと、この業界における大きな勝負になってくるわけなんですけれども、実はだれが主体になってそのパッケージをつくるのか、あるいはセットをつくるのかということが、この受委託制度の中ではほとんど不可能に近いです。

すなわち委託事業者さんたちの、いわゆる話し合いによってパッケージやセットをつくるということになっておりますが、どうしても各事業者さんとしては、自分たちの採算性ということを考えますので、まずまとまることはあり得ない。実は当社も12月からやっと新しいパッケージセットをつくるわけですが、これは68チャンネルのものと、それから、前々から選択制、お客さんが選んで、要するにディスカウントしてほしいという要望

があったものを取り入れたものをつくるわけですが、前回の統合パッケージをつくってから3年目なんですね。実はその3年前につくったときに、半年たったらお客のニーズやマーケティングに合わせて作り直そうというふうになっていたんですけども、当然スタートすると、非常に有利な立場にいる、アロケーションを持っているところはやめたがらないわけですし、新たに入ってくるころは入れたくないという状況になって、実は2年半もかかってしまったというのが、まず現状です。

そういうことから考えると、スピードの時代、あるいはお客のニーズに合わせた、商品をつくるという意味から言うと、お客の必要とするようなパッケージやセットがつけられるような制度・体制につくらなければいけないんじゃないかと。それはさっきの竹岡さんの大きな役務論につながるわけですが。

次に、もう1つは、商品づくりと販売促進活動の一貫した体制。プラットフォームの業務から見ると非常にこれが重要でありまして、例えば、いわゆる商品というのは一体何かと言えば、プラットフォームの立場から見ると、番組のソフトであり、内容であり、あるいはチャンネルである。

一方で、もう1つは、さっきNHKさんの衛星全体の資料には、124/128度のCSは衛星放送として全く載っかっていなかったんですが、実は普通のCSという概念から言うのは124/128度のスカパーだろうと思うんですが、ここをやる場合には、セットトップボックスを電器屋さんで売って、お客様が買いやすいような状況をつくらなきゃいけない。これのプラットフォームの役割はどういうことかということ、普通にメーカーさんから出てくる、セットトップボックスというのは、3万、4万するわけですね。そこを、プラットフォームがインセンティブを渡すことによって1万円ぐらいにするという構図の中で、いわゆる受信機を売りやすい構図をつくっていく、これは携帯電話なんかでも同じような構図なんですけど、それによって数を伸ばしてきたということが言えるわけです。

ただ、例えばコンビニエンスストアなんかを見ていただければわかるんですけども、ある意味で言うと、コンビニが成功するかしないかというのは、売れる商品をリーズナブルな価格で一番見えるところに置いておくというのが一番重要なポイントなんですけど、実はプラットフォームは、いわゆる電器屋さんでそれを売するための商品づくりそのもの——すなわち番組パッケージやセットですけれど——をつくることができない。編成権を持っておりません。そういう意味で言うと、実は同じ意図を例えば放送事業者さんと我々が持っていて、そういう販売促進につながるような商品づくりができないというのが今の構

造、受委託制度だろうと思っております。

例えば単純なことを言いますと、韓流ブームなんていうのが起きれば、韓国ドラマをやっているチャンネルが集まって韓流セットってつくればいいわけですけども、そういうものをプラットフォームが提唱しましたけれど、結果できなかった。あるいは、皆さん、この中でゴルフをやる方が多いかと思えますけれど、ゴルフネットワークとゴルフ・チャンネルというゴルフのチャンネル2つが全く別のセットに入っていて、同一セットにいないんで、お客は関係ないセットに入らなきゃいけないというような、そういうような構図が随分顧客にとって見るとやりづらい構図になっているわけです。そういう部分を、使い勝手のよい体制にやっぱり変えていかなければいけないんじゃないかと思っています。

もう1つは、後ほどお話ししますが、110度の問題に関しては、当然ハイビジョン化の話が盛んに出ているわけですが、現実的にちょっと12ページを見ていただければわかると思うんですが、110度は、12トラポンございます。それで、1トラポンはWOWOWのプラットフォームでございまして、スカパーが担当しているのは11トラポンなんですが、1トラポンが48スロットでございます。その中でハイビジョンをやろうとすれば、18から20スロット必要になるわけですが、そうしますと、大体2チャンネルしかハイ・ディフィニションができないにもかかわらず、ごらんいただければわかるように、110度のところにこれだけたくさんのチャンネルが入っているわけですね。一体この左側に書いてある、例えばシーエス映画放送とか、ハリウッドムービーズというのが委託放送事業者ですが、それに対する番組供給事業者が右側の事業者なわけです。この中でどこかが、それじゃ、ハイ・ディフィニション化したいといったときに、一体どういう形でこれをやるのか、だれがそれを仕切るのかということに関して言うと、非常に難しさがあるのではないかと。そういう意味で言うと、時代のニーズに適応したような制度化というのが必要なのではないかと思っております。

その次のページを見ていただくとわかるんですが、3ページをちょっと見てください。これ、皆さんご承知の方は非常に多いんじゃないかと思うのですが、アメリカ、イギリスと比べて日本の制度を見たときに、実にアメリカやヨーロッパはシンプルです。すなわちアメリカは、例えばDirecTVにしる、EchoStarにしる、いわゆる契約締結から、衛星もみずから持っていますから、すべて縦に1本持っているわけです。それで、それに対して、例えば下側の黄色い部分が番組提供になっていますが、例えばHBOであるとか、CNNであるとか、ESPNであるというのは、いわゆるチャンネルオーナーシ

ップを持って、D i r e c T Vなり、E c h o S t a rに対して、要するにチャンネルを売ると。これは、ミニマム・ギャランティーみたいなものを払って、逆にどうしてもD i r e c T Vが欲しければ、高いミニマム・ギャランティーを例えばC N NやE c h o S t a r、H B Oに払っていくという形になっています。

もう1つは、イギリスはB S k y Bが中心になりますが、B S k y Bみずからがもちろん、いわゆるスカイワンであるとか、スカイニュースとか、スカイスポーツというようなものを持っていますけれども、B S k y Bにくみしないところは、あるいはディズニーであるとか、C N Nは、逆に言うと番組供給を行っているという形になっていますが、いずれにしても、チャンネルやパッケージの編成権、商品をつくる中心素材というのは、実は多チャンネル放送局というか、プラットフォームが持っているという形になります。

例えばイギリスの場合に、じゃあ、衛星は別じゃないかと言いますが、実際A S T R A衛星の中の幾つかをB S k y Bが、自由に衛星の中のトランスポンダを使える構造になっている形になっています。トランスポンダコストというのは、非常に我々の業界では問題になるわけですが、それもすべて引くくめの上で、要するに多チャンネル放送事業者といえますか、いわゆるプラットフォームというのが、各番組を中に入れて商品をつくっているというのが現実でございます。

その中で、日本を見ていただくとおわかりいただけるように、これはいわゆる受託放送事業者と、それから委託放送事業者、あるいは電気通信役務法において行われている役務放送事業者というのがあるわけですが、基本的にはお客様はだれと契約しているかというところ、例えばアメリカやイギリスは、お客様の契約している相手はD i r e c T Vであり、B S k y Bなんです。ところが、日本の場合は、各チャンネルと契約していることになっていて、プラットフォームは、その各チャンネルさんが契約された方々の顧客管理を委託を受けているという立場です。だから、プラットフォームと視聴者との間には、要するに全く契約関係が存在していないというのが、今のあり方なわけですね。したがって、後ほど出てきますけれど、個人情報保護法が出てくると、非常にこのことが問題となって、我々としては処理に困っているというのが言えると思います。

現実にもそういうような状況の中で、アメリカのケースを見ると、例えばD i r e c T Vの場合で言いますと、下のほうを見ていただくとわかると思うんですが、いわゆるパッケージがどうなっているかというところ、トータルチョイスというのが、トータルチョイス・ウィズ・ローカルチャンネル、これはアメリカの場合は、各ローカルのテレストリアルが全

部乗っかっていますから、そういうような形の中で、例えば135チャンネルで41.99ドル、大体4,900円ぐらいで、要するに135チャンネルを見られるという構図になっています。

それから、イギリスのBSkyBも、大体同様のような、大体4,700円ぐらいがベーシックという形になっている。

時間がありませんので、先へ進ませていただきますが、その次のページを飛ばしていただきまして、6ページでございますが、要するにスカパー！とスカパー！110の違いというのはよくわからないということが言われるんですが、例えばほとんどのケーブル局は、124/128のスカパー！を通したチャンネルを選択して、30チャンネルか40チャンネル放送しているというのが現状でございます。スカパー！は、現在35トラポン、それから、スカパー！110のほうは、110度のほうは、BSと同じでございますが、11トラポンで、1トラポンはWOWOWプラットフォームという形になっています。チャンネル数に関しては、当然スカパー！のほうが多いわけでございますが、これは35トラポンありますので、テレビが186でラジオが101チャンネルです。年に何社かはつぶれるんですね。だけど、年に何社かは入ってくるんで、大体両方合わせて280から290チャンネルというのは変わらないというのが、こちら側の現状だということ言えると思います。

それから、110のほうは、72チャンネルということ。それから、110度に関しては、いわゆる公営競技であるとか、アダルトというようなものに関しては、地デジやBSと同じ3波共用機の中にあるということから、放送はしていません。

それから、ハイ・ディフィニションに関しては、110度は既にスターチャンネルがハイビジョンを出しておりまして、今後も、先ほど申し上げた、12ページの部分が整理できてくれば、ハイ・ディフィニションを110度でも出していきたいと考えております。

1つ110度のほうで大きな問題点としては、全体にJEITAの3波共用機の伸びに沿って伸びていくんですが、先ほど竹岡さんのお話にもありましたように、7%程度のペネトレーションしかないというのが大きい問題だということがあります。

その1つの大きい理由は、アナログのBSアンテナ、大体NHKさんが多分アナログで1,300万ぐらいBSを普及させたと思うんですが、このほとんどが12.5GHzのところフィルタがかかっています。逆に言うと、お客が入って3波共用機を買っても、110度CSの下から4トラポンぐらいから上は見えない構造になってしまっているわけで

す。したがって、一番今我々が苦勞している部分というのは、このアンテナを取りかえてもらうと。お客様にしてみると、今、液晶やプラズマ、何十万というやつを買った上に、アンテナを何でまた買わなきゃいけないんだというのがあるわけですから、この部分なんかは、プラットフォームが、取り付けを無料にするというような形で持って、大体パーサブ当たり1万5,000円から1万8,000円ぐらいかかるんですが、そういう対応をしているというのがプラットフォームの役割という形になります。

次に、じゃあ、今後要するにどうすればいいかということで申し上げたいと思います。

まず110度CSに関して言いますと、アンテナ問題への対応というのは、我々プラットフォームの仕事ですけれども、やはりわかりやすいパッケージが非常に重要だと思っております。今現在、ともかくCSを見たら、40チャンネルで3,500円ぐらいというような形のパッケージを売り出しているわけですけれども、そういうような意味においても、これからの110度を伸ばしていくためには、多数のチャンネルを、スカパーに入れば見られるという構造をつくらなきゃいけない。ところが、現実には、さっき申し上げたように、委託放送事業者がみんなばらばらにしているわけですから、なおかつ委託放送事業者だと、そこで放送するジャンルの問題に関しては事細かく決めて、それを電監審に届けなければいけないという形があるわけです。そうしますと、チャンネルの中の内容を変えようとするときに、非常に時間がかかる。すなわち、電監審にまでかけなきゃいけないという状況にある。要するに、世の中は流行がいろいろ変わっていくわけですから、いろんなジャンルを自由にできるという形から言うと、役務のほうが、そこは自由度が非常に高いということが言えると思います。そういうような違いが委託と役務の間にありますけれども、さらに、その意味で言うと、わかりやすい大きなパッケージが必要であろうと。

それから、先ほどちょっと申し上げましたけれど、ハイ・ディフィニションの画質の番組を増やすために、もう1つ、いわゆる各チャンネル間の統合が必要だろうと。じゃあ、要するに今これだけあるチャンネルをどうするんだというご質問があるかもしれませんが、多分1チャンネルで24時間を、CS事業者さんでもって、ハイ・ディフィニションでやれるなんていうチャンネルはほとんどないと思うんですね。したがって1つの大きな役務になれば、例えばディスカバリーがとか、あるいはナショナル・ジオグラフィックスが持っているハイ・ディフィニションの番組を出すことによって、タイムシェアリングして出していくことが可能になっていくという形になると思うんです。そのためには、いわゆる全体が大きな役務でないと難しいであろうと思っています。

それで、その次のページになるんですが、要するにそういうわかりやすいパッケージを組成するためには、放送事業者が大きくまとまっている形態が望ましいということになる。ジャンルのバランスや、放送の質の維持・向上のためにも、こういうことが有効なんだろうと思います。

もう1つは、パッケージの組成のときに考えなきゃいけないのは、特にCSは専門チャンネルが多いので、文化的な立場といいますか、いわゆるクオリティーは高いけれども、競争にはなかなか勝ちづらいというところが多いわけですね。そういうようなものを大きなパッケージでもってすくっていくという形で全体の質を上げていくということが必要であらうと思っています。

それから、当然、先ほど申し上げた12ページの部分で言うと、110度の右旋を、電気通信役務利用法を適用して、大きな放送事業者ができるようにしたい。そうすることによって、いわゆる各チャンネルの中で持っている高画質番組を提供して、全体で放送することができる。そのためには、先ほどちょっと出ましたけれど、マス排を撤廃していただくぐらいのことがないと、大きな事業者ができないと思っています。

さっきちょっとご質問の中に、110度は1社にという話がありましたけれど、それはないんじゃないかと思っています。11ページをちょっと見ていただきたい。11ページは、現在の状況は、受託放送事業者と110度の委託放送事業者の関係なんですが、大きな電気通信役務利用法事業者にする。ただしそういうようなものにくみしないでみずからやっていきたいというチャンネルも当然出てくるわけです。うちなんかで言えば、宝塚なんか多分、いわゆる宝塚チャンネルとして自分でやっていくだろうと思いますので、そういうようなところは、そうすればいいわけです。いわゆる大きな役務をつくることによって、複数の衛星放送事業者が一緒になって、要するにお客にとってわかりやすい商品であるパッケージをつくっていくということが必要なんではないか。

先ほどの衛放協の竹岡さんのほうのお話の中には、大規模役務事業者法であるとか、プラットフォーム事業法というお話が出ましたけれど、私は別に法律を変えないでも、この部分に関しては、マス排を撤廃することによって、あるいは緩和でもいいんですけども、それをやることは可能であらうというふうに思っています。

また、プラットフォーム自身がこれを全部シェアしようという考え方は全くなくて、プラットフォームも出資しながら、各事業者さんと一緒に、要するにこういう役務をやって、お客様に使いやすい商品づくりをしていくべきではないかと思っています。

時間がなくなりましたので、飛ばしていきますと、このことは、実は13ページにあります124/128度のさらなる拡大の場合も、やはり大きな役務というのが、お客様のサービスに非常に重要になってくるだろうと。

それから、さっき、H.264に対してのいろんなご意見もございましたけれども、いわゆる124/128のほうは、今後ハイビジョンはやらなくていいとは思いません。124/128に関して言うと、いわゆる地上波デジタル、BSデジタルと異なる専用のセットトップボックスを使っていますので、H.264を使ってハイ・ディフィニションができるところはやっていけばいいのではないかと。それから、DVR付きの受信機など、新しいサービスをつけることによって、お客様には、3波共用機の110度やBS地上波と、124/128のCSとは違うサービスをやっているということができるのではないか。

それから、さっき、一番最初に出ましたように、その中の一部で、例えば難視聴地域に関して言えば、H.264を使って、逆に地上波の再送信を実現したらいいんじゃないかと、我々は考えています。

最後に、14ページをごらんいただくとわかると思うんですが、左側が、アメリカの有線と衛星の形なんですけど、全く同じスタイルです。視聴者と伝送路プラットフォーム放送事業者が契約関係を結んでいくという、衛星であろうと、ケーブルであろうと同じ対応になっていますが、日本は、有線のほうは、有テレ法であり、これはもともとのケーブルの構造ですが、電気通信役務になると、伝送路が別という形になっています。衛星に関しては、先ほど申し上げたように、視聴者から見ると、間にいるプラットフォームと契約しているように見えますが実は放送事業者と契約していることになっており、放送事業者がいわゆるプラットフォームと業務委託契約をしていくと。さらにトラポン代は、放送事業者がJSATなりSCCに払うという構図になっていまして、非常にわかりづらい。よく我々言われるのは、お客様からスカパー見えていますよと言われて、話を聞くと、大体ケーブルで見ているというケースが非常に多いと。要するに、一般の国民にわかりづらい制度というのは絶対に、ある意味で言うと伸びていかないだろうと我々は考えて、そのあたりが、非常に危機感を持っている理由です。

最後に、1つだけ申し上げておきたいんですが、いわゆるCSが出てきたとき、大きな問題にはならなかったんですが、後になって個人情報保護法が出てきたときに、実を言うと、お客のニーズは選択制がやりたいという形になるわけです。そうすると、例えば今度

15チャンネルの選べる選択制をとるとしますと、お客が契約しているのは、選んだ15のチャンネルと契約をしているわけですね。ところが、毎月変えることができるわけです。プロ野球シーズンが終わったら、プロ野球じゃないセットに変わる。そうすると、契約主体が常に変わっていく構造になってしまう。この矛盾点というのは、どういう形で解決するかというのは、非常に我々としては難しい部分がある。やはり、これがもし、さっき申し上げた大きな役務であるならば、その契約というのは、チャンネルをお客が変えようが、ゴルフから映画に変えようが何しようが、大きな役務と契約を結んでいけば、このところの法律上の不一致というのは起きないであろうと思っていまして、そういう点でも、大きな役務放送事業者ができるような体制をご検討いただきたいというのが、プラットフォームからのお願いでございます。

以上でございます。

○舟田座長 ありがとうございます。

4時を過ぎましたけれど、あと5分か10分ちょっと、どうぞ皆さん、今のご発表に対して、ご質問、ご意見お願いいたします。

じゃあ、私から1つだけ。どれでいきますか、さっきのCATVとの比較の表、14ページですか、これはよくわかる話ですけれども、ただし、CSは今、プラットフォーム事業者が1社になってしまいましたけれど、CATVは全国いろいろありますね。ですから、プラットフォーム事業は独占ではないかという問題が、やはり出てくるわけですね。もちろん、今おっしゃったように、入りたくない人は個人で委託に残ればいいと。しかし、シェアから言えば圧倒的に大きいという問題は残るかと思いますけれどね。ご承知のとおり、ヒューズが持っていたのを、どうしたんですたっけ、あれは。買収するときに、もちろん、反トラスト法上、非常に大きな問題になったわけですね。

○(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(重村社長) いや、合併ではないんです。要するに……。

○舟田座長 買収でしたか。

○(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(重村社長) 買収でもないんです。ヒューズが清算したんです。

○(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(仁藤常務取締役) いや、アメリカのことですね。

○舟田座長 そうです、アメリカです。

○ (株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ (重村社長) アメリカですね。日本の場合は、ちょっと状況が違って、はっきり言えば外資が逃げ出したというのが正しいんですね。DirecTV Japanというのはヒューズがやっていたんですが、これはいわゆる清算をしたという形になりますね。我々としては、逆に言うと、視聴者保護という立場から、要するに視聴者をマイグレートしたという形です。

例えば我々の立場から言うと、アメリカでの問題、海外のケースで考えていったときに、多チャンネルビジネスの場合は衛星だけで見ていく、CSだけで見ていくとか、あるいはBS、あるいはケーブルだけで見ていくということではないような気がするんです。我々にとって見ると、今やライバルって何かといいますと、通信ですね。ブロードバンド、BBTVであるとか、あるいは、もちろん、NHKであるとか、いわゆる民放もライバルになっていくわけですし、そういう意味で言うと、放送事業者さんとの関係、この関係さえきちんと、要するに我々が優越的地位を乱用しないような体制さえできていれば、お客にとってみると、これからケーブルもデジタル化していきますし、ケーブルで見てもいいし、それから、あるいはいわゆるオプティカル・ファイバーで見てもいい、あるいは衛星で見てもいいという状況になるんで、必ずしも衛星に区切って、プラットフォームがスカパー1社になったからといって、独占的弊害が出るとは思っていません。

○ 舟田座長 ただ、今の場合、そうしますと、先ほどの衛星放送協会様からのご発言があったように、対抗措置、バランスをとらなきゃいけないと。そもそも委託・受託といいますが、ハード・ソフト分離をつくった趣旨は、ソフト事業者が小さな資金でも番組を提供できますよということだったわけですね。もし、これ、私ちょっと仕組みがわかりませんが、スカパーさんが全部で、例えば今可能なのが300チャンネルあって、300チャンネルのうちの280を押さえちゃったとなりますと、私は今から委託をやりたいな、しかし、スカパーさんには入りたくないなというときに、自由なというか、容易な参入体質が、もし不可能になり、困難になるのであれば、先ほどのハード・ソフト分離の趣旨を損なわないということがありましたけれども、恐らく一番それが大きな問題ではないかと思うんですけれども、その意味で、こうなった場合に、名前は大規模でも何でもいいんですけれども、プラットフォーム事業者がどうやって番組供給事業者を選び、あるいは取りかえるのかということが問題になってくるんじゃないかと思えますけれども、その点はいかがですか。

○ (株) スカイパーフェクト・コミュニケーションズ (重村社長) 例えばケーブルさん

の場合は、今既にやっているわけですね。ところがスカパーの場合は、今まで拒否することはまずないわけです。デジタルですし、トラポン数も非常に多いわけですから、そこは十分可能なんですね。将来的な問題、110度と124/128で違うと思いますが、124/128に関しては、まだ十分あいていて、プラットフォームを、スカパーを使わないということもできるわけです。それはもう実際は、例えばIPCみたいな、いわゆる南米系のチャンネルを集めているところは、スカパーにある部分を委託していますが、全く別に自分のところで視聴料回収をやっていますし、それから、フォーバルなんていう会社も、逆にフィリピン系のチャンネルの視聴料回収をやったりしているんです。

だから、うちが、現実的に外から見るとそう見えるかもしれませんが、いろんな選択肢を皆さん持っていらっしやって、そこは大きな問題はないと思います。

○舟田座長 あっ、そうですか。

○(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(重村社長) ええ。ただ、さっき申し上げた110度に関しては、これは、これからBSとの関係の中でトラポン数の問題というのは出てきますけれども、我々がさっき申し上げたのは、スカパーが全部押さえるということはないですよ。しかし、大きな役務は実現したほうがいいんじゃないですか。そのことのほうが、視聴者にとってみると、非常に分かりやすいということだと思います。

○石橋構成員 ちょっと私、時間ないので1分だけ。ケーブル側から簡単に言いますと、例えば今度のやつが50チャンネルやったと。ケーブルの中でも、やはりまだCS経由で見て配信を受けるというのが、将来ともメジャーだと思う。そのときに、例えばケーブルは帯域の問題もあるし、例えば50要らない、入らないといったときに、じゃあ、それだったらCS110度経由はケーブルに配信しないよというようなことが起こるとすれば、124/128があるじゃないかと言ったって、これは未来永劫あるわけじゃないわけで、だから……。いやいや、そういうわけじゃなくて、全部110度的なものに移ってくるという趣旨ですよ。だから、そういうこともありますので、ここで、もう時間がありませんが、ケーブルについての選択の自由度といいますか、それは、現在と同じことがやっぱり担保される必要があると思います。

○(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(重村社長) それはもう、そのとおりだと思います。さっき申し上げたように、現実には例えば宝塚なんかは、124/128じゃなくて110度からケーブルさんに出している。それは、対応はします。それは、

ご心配ないと思いますよ。

○石橋構成員 ケーブル事業者というより、視聴者という立場もありますから。

○清水政策統括官 もし大規模な方が出て、その方が、セットはどんなセットで組むということまで、いわばその人のイニシアティブで決められるようになってしまった場合、さて、力関係で、ソフト事業者と、實際上その運営をされる大規模事業者との関係が、相当力の差が出てしまって、いわば、あなたは入れてあげる、あなたは入れてあげない、この番組については、これはもっと安くしなさいとか、そのあたりをあわせて規制するなり、何か義務づけをすればしたら、どんなことで可能になると思いますか。

○(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(重村社長) 今でも、多分、各チャンネルのアロケーションの問題だと思うんですけど、これは我々がタッチしていないところで、事業者さんで決まるわけですね。やっぱりだから、人気度の強い事業者さんが、多くのアロケーションを持っていくという事実はあるんですよ。

ただ、要するに今回110度の大きな役務で我々申し上げているのは、先ほど申し上げたように、プラットフォームだけがやるんじゃないですよと。しかし、やっぱりどうしてもさっきの話のように、いわゆる委託がみんなが集まってもなかなか決まらないから、主体的になるところはつくらなきゃいけない。いわゆる各放送事業者がある程度集まって、全体の役務事業者の資本構成に入っていくことによって、放送事業者の立場を守ることが必要なんだろうと思いますけれども。

○清水政策統括官 そのパッケージの決め方ですね、決めるときに、どういうパッケージでなければいけないというのを、何に基づいて決めるのかと。今の場合は、それぞれの番組を持っている人たちが集まって、自分たちで決めていくという形のパッケージの組み方になるわけですが、それを例えば大規模業者の方が、おれに決定権限があるとすると、嫌ならやめてください、単体でどうぞと言うと、相当これは売りづらい商売になってしまって難しくなる、そんなことは想定されませんか。

○(株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ(重村社長) 大体そういう場合のためにマーケティングデータを出しているわけですね。それで、実際にいわゆるマーケティングで、基本はやっぱり顧客ニーズに沿う形をやることであって、そのマーケティングデータというのを重視した上でやらなきゃいけないということ、さっきちょっと申し上げましたけれども、それをただ単に、例えば地上波みたいに視聴率的な形でいったり、契約者数、人気度でいったりすると、ある意味では、強い者だけが勝つということになる。だ

から、そういう点ではやっぱり、いわゆるCSであるからこそできるようなクオリティーの高いドキュメンタリーのチャンネルであるとか、ニュースのチャンネルというものは、ある程度担保させていくということは、いわゆる大きな役務の中でやっていかないと、そういうクオリティーの高いチャンネルがはじき飛ばされていく。それは売れる商品だけということになってしまいますし、それから、パッケージやセットは、1つだけじゃありませんから。この大きな役務の中でやれば、いろいろな形のパッケージセットができてくるのは当然だと思うんですね。すなわちDirecTVを見ても、EchoStarを見ても、BSkyBを見ても、たくさんのパッケージセットがつくれているわけです。だから、そういう意味合いで言えば、それをつくることは可能だと思います。

○舟田座長 ほかに。

ちょっとすみません、時間が大分超過いたしましたので、もっと議論があるかと思えますけれども、このあたりで討論を終了させていただきたいと思えます。

最後に、事務局のほうから。

○箴島課長補佐 構成員の方、もう一方紹介をさせていただきたいと思えます。日本電信電話株式会社情報通信基盤総合研究所サービスインテグレーション基盤研究所主席研究員、岸上様でございます。

○岸上構成員 岸上です。おくれて申しわけございませんでした。今後ともよろしく願います。

○箴島課長補佐 あわせまして、次回以降の日程につきまして、ご案内申し上げます。次回第3回でございますけれども、11月30日、水曜日、10時から、当総務省の11階、1101会議室で開催をさせていただきます。議事内容でございますけれども、社団法人日本民間放送連盟ほかから、また意見の陳述をちょうだいする予定になってございます。

あわせまして、第4回でございますけれども、12月21日、水曜日、10時から、同じく総務省で開催をさせていただきます。

また、第2回の幹事会でございますけれども、12月5日、月曜日、15時から、総務省内で開催させていただく予定でございます。

以上でございます。

○舟田座長 それでは、これもちまして、本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。